

議提議案第 号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年 月 日

提出者

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第七条 旅費の支給に関しては、一般職に属する県職員の例による。この場合において、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号）第九条第二項、第十条第二項及び第十一条第二項中「最下級」とあるのは「最上級」と、同条例第十三条本文中「規則で定める額」とあるのは「議長が別に定める額」と読み替えるものとする。	第七条 旅費の支給に関しては、この条例に定めるもののほか、一般職に属する県職員の例による。 2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもの（旅行雑費を除く。）のほか、公務雑費とする。 3 公務雑費は、実費額により支給する。 4 公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路若しくは駐車場の利用料金の額又はタクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーの運賃若しくは料金の額とする。 5 宿泊料の額は、一夜につき、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 旅費条例別表第一に規定する甲地方

第八条 議長は、特別の事由により前条の規定によることが不適当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。 1 5 (略) 附 則	(第八条において単に「甲地方」という。) 一万五千五百円 二 旅費条例別表第一に規定する乙地方 一万四千二百円 6 食卓料の額は、一夜につき、三千百円とする。 第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不適当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。 1 5 (略) 附 則 6 第七条の規定による旅費条例の適用については、同条の規定にかかわらず、同条例第十五条第二項の規定は適用しない。 7 5 10 (略)
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に鑑み、旅費の支給の規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。